

## 別紙第2 勸告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるものに対する住居手当の月額を3,500円とすること。

##### イ 時間外勤務手当

正規の勤務時間外にした勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その60時間を超えた時間に対しては、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すること。

##### ウ 期末手当及び勤勉手当

###### (ア) 平成21年12月期以降の支給割合

###### a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

###### b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分

とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.45月分とすること。

(イ) 平成22年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。再任用職員については、6月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

## 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表（任期付職員医療職給料表（一）を除く。）を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

- ア 平成21年12月期以降の支給割合  
12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- イ 平成22年6月期以降の支給割合  
6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当

- ア 平成21年12月期以降の支給割合  
12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- イ 平成22年6月期以降の支給割合  
6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

### 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にとっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

- (1) (2)に掲げる職員以外の職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員を除く。）

100分の99.76

- (2) 医療大学の学長の職にある職員 100分の99.68

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
	3 級	1 号給から32号給まで
	4 級	1 号給から16号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
教育職給料表（一）	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで
教育職給料表（二）	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
教育職給料表（三）	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
医療職給料表（二）	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表（三）	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
福祉職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から28号給まで
	3 級	1 号給から 4 号給まで
特定任期付職員に適用される給料表	—	1 号給
第 1 号任期付研究員に適用される給料表	—	1 号給

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)のイ及びウの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

### (2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額（同年6月1日において4の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が4の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、第2号任期付研究員、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級であるもの又は任期付職員医療職給料表（一）の適用を受ける職員（以下「減額改定対象外職員」という。）であった者）にあっては、アに掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

また、ア及びイに掲げる額を算定する際には、減額措置前の職員の給与とすること。

ア 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者）にあっては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったもの）にあっては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に100分の0.26を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員に

あつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

イ 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.26を乗じて得た額

なお、医療大学の学長の職にある職員の上記イについては、平成21年6月の期末特別手当を踏まえ、取り扱うこと。

給料表	職務の級
任期付職員行政職給料表	1級
	2級
	3級
任期付職員海事職給料表	1級
	2級
	3級
任期付職員教育職給料表(一)	1級
	2級
任期付職員教育職給料表(二)	1級
	2級
任期付職員医療職給料表(二)	1級
	2級
	3級
	4級
任期付職員医療職給料表(三)	1級
	2級
	3級
	4級
任期付職員福祉職給料表	1級
	2級
	3級

備考 給料表欄に掲げる給料表は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条に規定する任期付職員に適用する給料表をいう。